

令和7年度泉大津市学校水泳指導業務委託公募型プロポーザル募集要領
(条東小学校、条南小学校)

1. 目的

学校における水泳授業については、学習指導要領において、小学校第1学年及び第2学年では「水遊び」、第3学年及び第4学年では「浮く・泳ぐ運動」、第5学年及び第6学年では「水泳」と示されており、天候に左右されない施設で行うことによる安定した授業数の確保と専門指導員がそれぞれの児童に合った実技指導を行うことによる児童の泳力向上を図ることを目的とする「令和7年度泉大津市学校水泳指導業務(条東小学校、条南小学校)」に係る契約の候補者の選定を行う。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

「令和7年度泉大津市学校水泳指導業務(条東小学校、条南小学校)」

(2) 業務の内容

別紙「令和7年度泉大津市学校水泳指導業務委託仕様書(条東小学校、条南小学校)」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期限

仕様書に記載のとおり

(4) 履行場所

- ア 受託者が所有または管理運営する水泳施設
- イ 対象校から受託者が所有または管理運営する水泳施設までの送迎路

(5) 業務費限度額

業務費限度額 12,010,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 委託事業者の応募資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内または府内近隣市町に別紙仕様書に適合する施設を有する者。
- (2) 地方自治法施工令第167条の4第2項の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法に基づき、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てをしていない者。
- (4) 泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)に基づく措置を受けていないこと。

4. プロポーザルに係る日程等(予定)

募集開始 令和6年12月26日(木)

参加資格確認申請書受付期間 令和6年12月26日(木)～令和7年1月14日(火)17時まで

質問書提出期間	令和6年12月26日(木)～令和7年1月7日(火)17時まで
質問書回答日	令和7年1月10日(金)
書類審査結果通知兼企画提案書提出要請	令和7年1月15日(水)
企画提案書提出期間	令和7年1月15日(水)～令和7年1月21日(火)17時まで
辞退届提出期間	令和7年1月21日(火)17時まで
第2次審査	令和7年1月28日(火)(予定)
結果通知、結果公表	令和7年1月29日(水)(予定)

5. 募集要領及び仕様書等の配布

- (1) 配布期間 令和6年12月26日(木)～令和7年1月14日(火)17時まで
- (2) 配布方法 泉大津市のホームページからダウンロード
(掲載場所：ホーム→各課のページ→教育委員会事務局→教育政策課→お知らせ)
- (3) 配布資料
 - ア 令和7年度泉大津市学校水泳指導業務委託公募型プロポーザル募集要領(条東小学校、条南小学校)
 - イ 令和7年度泉大津市学校水泳指導業務委託仕様書(条東小学校、条南小学校)
 - ウ 令和7年度泉大津市学校水泳指導業務委託公募型プロポーザル様式集(様式1～7)

6. 参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 泉大津市入札参加資格を得ている場合
 - ① 参加資格確認申請書(様式1)
 - ② 会社概要書(様式2)
 - ③ 契約実績書(様式3)
 - ④ 見積書(A4版 様式自由、必ず見積金額に対する内訳書を添付すること。)
 - イ 泉大津市入札参加資格を得ていない場合
 - ① 参加資格確認申請書(様式1)
 - ② 会社概要書(様式2)
 - ③ 契約実績書(様式3)
 - ④ 見積書(A4版 様式自由、必ず見積金額に対する内訳書を添付すること。)
 - ⑤ 決算報告書(直近1年分にかかる決算報告書一式〔直近の株主総会で議決を得たもの〕)
 - ⑥ 法人登記現在事項証明書(登記簿謄本)
 - ⑦ 納税証明書(国税については〔その3の3〕、泉大津市税については泉大津市内に事業所を有する場合に、未納のないことの証明書)
 - ⑧ 印鑑証明書(原本)
 - ⑨ 使用印鑑届(様式4)

- (2) 提出期間 令和6年12月26日(木)～令和7年1月14日(火)17時まで
- (3) 提出先 泉大津市教育委員会事務局 教育部 教育政策課 政策総務係
- (4) 提出方法 持参または郵送。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日等(泉大津市の休日に関する条例(平成元年条例第28号)第2条に規定する市の休日)を除く9時から17時までとする。郵送の場合は、令和7年1月14日(火)必着。郵送事故等については提出者のリスク負担とする。

7. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年12月26日(木)～令和7年1月7日(火)17時まで
- (2) 「質問書」(様式5)に団体の名称、担当者氏名、電話番号等を記載し、質問事項を簡潔にまとめて記述し、記載事項を記載した「質問書」(様式5)を電子メールに添付の上、「問い合わせ先」に送付すること。電子メールの件名には「令和7年度泉大津市学校水泳指導業務委託に係る質問」と記載すること。募集要領等、プロポーザル募集に関する事以外以外の質問及び意見については回答しない。
メールアドレス：kyouiku@city.izumiotsu.osaka.jp
- (3) 回答方法 質問の内容及び回答は、質問者名等を伏せた上で、令和7年1月10日(金)にホームページ上で公表する。
(掲載場所：ホーム→各課のページ→教育委員会事務局→教育政策課→お知らせ)

8. 書類審査結果通知兼企画提案書提出要請

書類審査結果通知兼企画提案書提出要請は、令和7年1月15日(水)に様式2の担当者へ電子メールにより通知する。

9. 提案書等の提出

参加資格を得た団体は、仕様書の内容を踏まえ、提案書等以下の書類を作成し、正本1部、副本7部(カラー複写可、白黒複写不可)の計8部を提出すること。なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

- (1) 提案書類
 - ア 提案書(様式6)
 - イ 企画書(A4版15ページ以内、様式自由)
- (2) 提出期限 令和7年1月15日(水)～令和7年1月21日(火)17時まで
- (3) 提出先 泉大津市教育委員会事務局 教育部 教育政策課 政策総務係
- (4) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。持参の場合は、企画提案書提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日等(泉大津市の休日に関する条例(平成元年条例第28号)第2条に規定する市の休日)を除く9時から17時までとする。郵送の場合は、令和7年1月21日(火)必着。郵送事故等については提出者のリスク負担とする。
※提出書類が不足している場合は、原則受付できない。
- (5) 企画書等(様式自由)申請に関する留意事項

- ア 仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項をもれなく記載すること。
- イ 「令和7年度泉大津市学校水泳指導業務委託公募型プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という。)に留意し、審査基準に沿った内容を企画提案すること。
- ウ 企画提案した事項については、すべて見積限度額の範囲内で実施すること。
- エ 提案書類は、必要な書類が提出されたことをもって選考の対象とする。所定の様式以外の記載内容の不備や落丁等については、原則としてそのまま審査するため、十分に注意すること。
- オ 提案書類への鉛筆書きによる記載は認めない。
- カ 企画書には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないこと。
- キ 提案書類の差替えは認めない。
- ク 提案書類の返却はしない。
- ケ 提出書類等の著作権は申請者に帰属するが、本市が選考結果の公表等で必要であると認める場合には、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- コ 申請に要する経費については、申請者の負担とする。
- サ 提出書類は、泉大津市情報公開条例(平成10年泉大津市条例第10号)に基づく開示請求対象の公文書となる。

10. 提案辞退

参加資格確認申請書の提出後に参加辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」(様式7)に記載し、電子メールにより提出すること。

辞退届提出期限 令和7年1月21日(火)17時まで

11. 提案の無効に関する事項

次の事項に1つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 本募集要領の「3. 委託事業者の応募資格」を満たさなくなったとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載があったとき。
- (6) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

12. 事業者の選定

「令和7年度泉大津市学校水泳指導業務委託公募型プロポーザル事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、書類審査及びプレゼンテーション・質疑応答を行う。

審査基準に基づき、選定委員会において、最高得点を得た者を最優秀提案者として選定する。2番目に高い得点の者を次点者とする。また、合計点数が総得点の6割に満たない場合は失格とする。

なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断する。

(1) 審査の方法及び留意事項

- ア 書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、選定委員審査項目について各委員が採点した点数に事務局算定項目の点数を加算した点数をもって各委員の採点結果とし、その合計点により順位を定め、最高得点を得た者を最優秀提案者（優先交渉者）とし、2番目に高い得点の者を次点者とする。
- イ 書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査とも、合計点数が複数者同点となった場合は、見積金額の低い方を上位とし、見積金額も同額の場合は委員の投票により決定する。
- ウ 審査の評価、採点に関する異議は受け付けない。
- エ 審査項目及び採点等は別紙審査基準のとおりである。

(2) 審査

提案に対する説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施する。

- ア 実施予定日 令和7年1月28日（火）（予定）
※実施場所及び実施時間は、個別に連絡する。
※参加できない者は失格とする。
- イ 時間配分 各事業者プレゼンテーション20分、その後ヒアリング20分を行う。
- ウ その他
 - ① 本業務の主担当者がプレゼンテーションを行うこと。
 - ② 企画書、見積書に基づき、プレゼンテーションを行うこと。
 - ③ パワーポイント、プレゼンテーションソフトを使用しての発表を行う場合でも紙媒体の資料は用意すること。ただし、追加の資料配布は認めない。
 - ④ プレゼンテーションの出席は3名までとする。
 - ⑤ 会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけないこと。

(4) 審査の結果通知

令和7年1月29日（水）（予定）に様式2の担当者へ電子メールにより通知する。

(5) 審査結果の公表

最優秀提案者は名称と評価結果、最優秀提案者以外は評価結果と順位を公表する。

13. 契約について

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者（以下「契約候補者」という。）と本業務の契約締結交渉を行うものとする。選定された提案書の記載事項及びプレゼンテーション時の説明事項は、原則として契約時に業務委託の仕様として採用することを想定している。
- (2) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれか満たさなくなった場合や、特別な事情等により契約を締結しない場合は、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。
- (3) 契約にあたっては、仕様書及び契約候補者の提案内容を元に、改めて協議の上、業務締結の

交渉を行うものとする。

14. その他

- (1) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本募集要領及び仕様書等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 天変地異、疫病の蔓延等により、本事業の全部又は一部が実施できなくなった場合は受託者と協議の上、委託料を減額する。
- (4) 児童数は見込みのため、増減する可能性があるが、委託料の増は認めない。

15. 問い合わせ先

泉大津市教育委員会事務局 教育部 教育政策課 政策総務係
〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号
電 話：0725-33-1131（内線）2329
ファックス：0725-33-0670
メールアドレス：kyouiku@city.izumiotsu.osaka.jp